

第 8 期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画 （よこはま地域包括ケア計画）の策定について

1 趣旨

市町村は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づく老人福祉計画及び介護保険法第 117 条に基づく介護保険事業計画を一体のものとして策定することが義務づけられています。横浜市では、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」をこれに位置づけています。

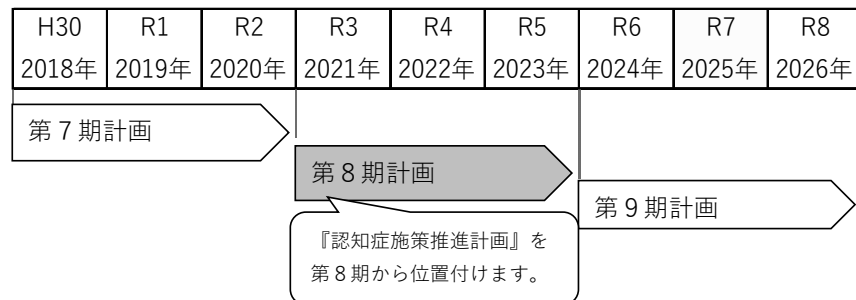
このたび、令和 2 年度をもって、現行の第 7 期計画の期間が終了となるため、令和 3 年度から 5 年度までの 3 年間の期間とする、「第 8 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。

また、国の認知症施策推進大綱を受け、新たに「認知症施策推進計画」を策定し、本計画に位置付けます。

2 計画期間

令和 3 年度～5 年度の 3 か年計画です。この計画に基づき、3 か年の第 1 号被保険者（65 歳以上高齢者）の介護保険料の水準を決定します。

（参考）第 7 期（平成 30～令和 2 年度）保険料基準月額 6,200 円



3 策定の手法

(1) 高齢者実態調査の実施

高齢者の生活実態、介護保険サービス利用者の利用状況・利用意向、介護サービス事業所・介護施設等の運営状況、介護従事者の現状や意識など、次期計画を策定するための基礎的な資料を得るために、令和元年度に高齢者実態調査を実施しました。アンケート結果の単純集計、クロス集計を行い、調査結果の分析を行います。

(2) 第 7 期計画の振り返り、第 8 期計画の検討・策定

策定にあたっては、高齢者実態調査で把握された現状、現行計画の振り返りをもとに進めるほか、介護保険法の改正などを踏まえて進めていきます。

また、当事者や専門的な見地から幅広い視点での協議を行うため、公募の市民、保健・医療・福祉関係者、学識経験者により構成された「介護保険運営協議会」で検討を行います。

(3) 認知症施策推進計画の策定

高齢者実態調査の中で、認知症に関する現状や意識を把握するため、市民向けに実施した「高齢者一般調査」等において、認知症に関する項目を充実させました。

また、認知症の診断・治療等に関する医療体制を把握するため、新たに医療機関向けに「認知症医療に関する調査」を実施しました。

これらの調査で把握された現状や現行計画の振り返りのほか、認知症の人や家族の視点を重視して検討を行います。

4 第8期計画別冊（区アクションプラン骨子）の発行について

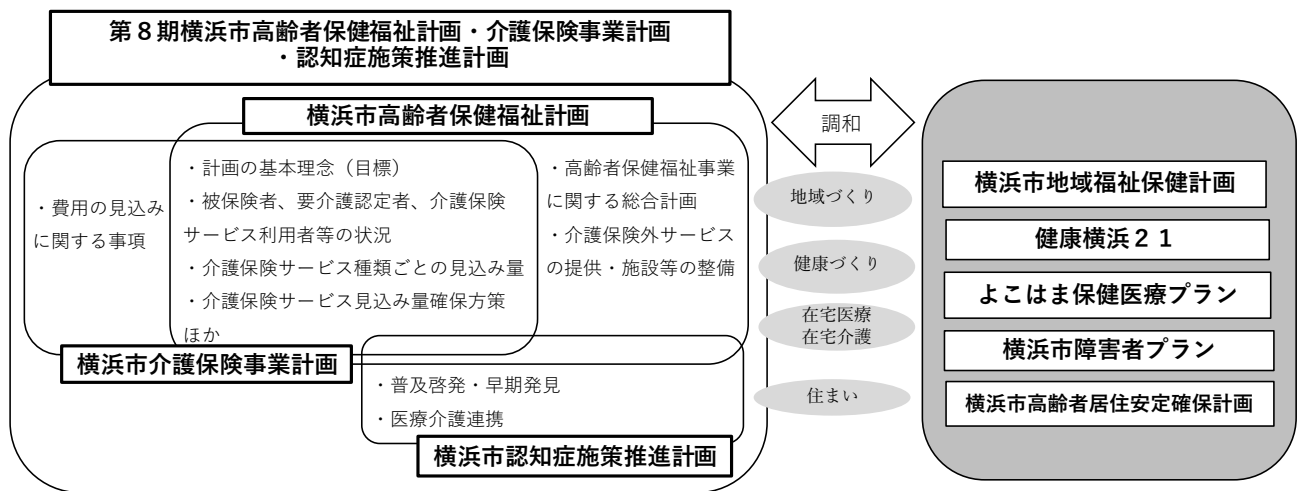
第7期計画には、2025年に向けた各区の中長期的な戦略として策定した「区行動指針」の骨子を掲載していました。

第8期計画では、「区行動指針」を改定した「区アクションプラン」の骨子を掲載する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、令和2年度中の改定が困難となっている状況を踏まえ、第8計画に骨子の掲載はせず、令和3年度に第8期計画の別冊として、18区のアクションプランをとりまとめて発行することとします。

なお、第8期計画には、区の概要（基礎データ等）を掲載します。

5 他の計画との関係

計画は、横浜市地域福祉保健計画、健康横浜21、よこはま保健医療プランなどと調和のとれたものとしてします。



6 スケジュール（予定）

令和元年	10月～12月	高齢者実態調査実施
令和2年	1月～5月	高齢者実態調査結果集計・分析
	2月～7月	第7期の振り返り、第8期の施策展開の検討
	9月～10月	計画素案作成、公表
令和3年	11月～12月	区民説明会開催、パブリックコメント実施
	1月～2月	計画原案のとりまとめ、介護保険料の推計
	3月	介護保険条例改正、計画策定
	4月	介護保険料の改定